

第8節 行政情報化の推進

金融庁における行政情報化については、「金融庁行政情報化推進委員会」（平成12年2月「金融監督庁行政情報化推進委員会」として設立）の下、「金融庁行政情報化推進計画」（平成12年4月「金融監督庁行政情報化推進計画」として制定）に基づき、毎年度計画的にその推進に努めているところである。

行政情報化の推進としては、中央省庁再編に伴うLANシステム等の拡充のほか、引き続き、ホームページ掲載内容の拡充、行政内部手続のペーパーレス化の推進、既存システムの機能拡充等を行った。また、新たに、電子政府実現に向け、国民等と金融庁との間の申請・届出等手続について、現在の書面による手続に加え、インターネット等を利用したオンラインによる手続を計画的に実現するための「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」を平成12年9月に策定（※）したほか、当庁における各種情報システムを外部からの不正侵入等あらゆる脅威から守り、我が国の電子政府の基盤としてふさわしいセキュリティ水準を達成するために必要なセキュリティ対策等を包括的に規定した「金融庁情報セキュリティポリシー」を平成12年12月に策定（平成13年4月から運用開始）しており、平成13年3月末には、ワンストップサービスの実現に向け、当庁所管手続の案内・教示、様式のオンライン提供を図っている。

※ 計画期間は平成12～15年度。当該アクション・プランは「e-Japan重点計画」（平成13年3月29日IT戦略本部）を受け、計画の見直し、新たなアクション・プランの作成（自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化に関するアクション・プランの策定を含む）を行った。新アクション・プランについては当庁ホームページを参照。